

技能実習制度における技能移転の可能性と限界

——インドネシア人技能実習生の事例——

一橋大学大学院 WaodeHanifah Istiqomah

1. 目的

「外国人技能実習制度」は、技術移転という制度上の目的と異なり、実質的な外国人労働者の受け入れ政策であると多くの研究者によってすでに指摘されている（上林 2015；巢内 2019）。さらに、長時間就労、賃金不払い、1時間300円残業代といった劣悪かつ搾取的な労働環境や人権侵害も多く指摘されている。前述した背景から、帰国した者が日本で習ったことを活かすことできないという制度批判の前提になりつつある。しかし、技能実習制度を通じて如何なる技能取得を？なうかという問題関心に沿って行った研究が極めて少ない。本研究では、こうした問題意識に？ち、製造業に従事するインドネシア人技能実習生の移動経路（移動前・移動後・帰国後）における技能移転の可能性と限界を明らかにする。

2. 方法

スノーボールサンプリングを用いて、20名のインドネシア人帰国技能実習性と、静岡在住の現役インドネシア人技能実習？の5名、合計25名の対象者に調査を実施した。対象者は、西ジャワ州・中央ジャワ州の出身者であり、日本では？属製品製造業、機械加？品、食料品製造業など製造業に従事する者である。聞き取り調査では、上述した移動経路の三つの側？ごとに、個々？の経験についての1?2時間程度の半構造化インタビューを実施した。本研究では、Hagan et.al (2015)を参照し、対象者の学歴や？語能？といった測定が可能な伝統的？的資本のみならず、測定困難なテクニカルな社会的文化的な能力という暗黙知（tacit knowledge）も合わせて分析を行った。ここで述べる暗黙知とは、？国でのコミュニティと海外での仕事上または仕事以外の場での観察また交流によって身につけた職務に関する知識や技術、チームワーク、仕事へのアプローチ？法などの対？スキルを指している。

3. 結果

分析の結果、3つの点があげられる。1. 既に指摘されているように、一般的に想定される技能・技術の移転が殆ど行われてない。対象者の中で、実習先の企業で機械加工に関する技能・技術を修得し、帰国後に起業まで展開した者もいるが、このよう例が極めて少ない。2. 上述したHagan et.alによる「暗黙知」の視角を用いることで、対象者が機械の操作や担当した作業の技能とは異なり、技能実習制度を通じて日本における「時間厳守」「ハウレンソウ」「5S」といった一般的な労働慣行を身につけたことが見られる。前述した暗黙知が測定困難のものでもあるが、日系企業での就労や、起業し経営や取引先とのビジネスに活かせたといった帰国後の進路に一定の影響が明らかである。3. 上述した暗黙知の修得は、対象者の全員が一概に経験したことではなく、移動する前の高等専門学校専攻・職務経験の有無、意思疎通できる先輩・上司、または日本語能力といった様々な条件下に可能となる。

4. 結論

日本社会に想定される技能移転とは異なる形だが、技能実習制度を通じて一部の経験者に帰国後に活用できる技能移転が見られる一方で、様々な限界も明らかにした。

文献

上林千恵子, 2015, 『外国人労働者受け入れと日本社会 技能実習制度の展開とジレンマ』 東京大学出版会.

巢内尚子, 2019, 『奴隷労働—ベトナム人技能実習生の実態』 花伝社.

Hagan, Jacqueline Maria. Hernandez-Leon, Ruben. and Demonsant, Jean-Luc, 2015, *Skilled of the Unskilled*, California: University of California Press.